

[redacted] 法律事務所

平成23年(ワ)第 [redacted] 号

土地建物抵当権設定登記抹消登記手続請求事件

原告 [redacted]

被告 [redacted] 株式会社



### 答 弁 書

平成23年12月9日

京都地方裁判所 第7民事部 御中

〒 [redacted]

京都市 [redacted]

[redacted] 法律事務所 (送達場所)

電話 075-[redacted] ([redacted]直通)

FAX 075-[redacted]

被告訴訟代理人弁護士 [redacted]

#### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

#### 第2 請求の原因に対する認否

被告の閉鎖登記簿謄本によると、確かに被告は、昭和49年法律第21号附則第13条第1項の規定により、昭和49年10月1日解散の登記がされて

[REDACTED]法律事務所

---

いることから、遅くともその時点以降は、法人としての活動をしていないものと認められ、したがって、原告の請求原因については、特別代理人としてはいずれも不知であるが、積極的に争うことはしない。

以 上